

平成23年度 上位運転免許（大型・中型・けん引）取得に係る助成交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社団法人奈良県トラック協会（以下「奈ト協」という。）が、会員事業者ドライバー育成対策の一環として行う、従業員の大型免許、中型免許、けん引免許の取得に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
「大型免許」とは、車両総重量11ト以上の自動車（大型自動車）を運転できる免許である。
「中型免許」とは、車両総重量5ト以上11ト未満等の自動車（中型自動車）を運転できる免許であり、「中型限定（8ト）免許」（平成19年6月1日以前に取得した普通免許）については該当しない。
「けん引免許」とは、750kg以上の被けん引車をけん引する場合に必要な免許である。

（助成対象）

第3条 協会の会員事業者の従業員が前条に掲げる免許を当年度中に取得し、資格取得に関し会社が支払った費用について助成を行うものとする。ただし、会費の滞納がない会員事業者であること。

（助成金の対象範囲・助成金額）

第4条 前条の助成金については、大型免許・中型免許・けん引免許のいずれかの免許を取得した際に要した費用（教習所等へ支払った教習料・車両使用料等）の一部を交付する。交付金額は免許取得にあたり要した費用の2分の1以内（100円未満切り捨て）、1名当たり30,000円を上限とし、1社3名迄とする。

（申請方法）

第5条 助成を希望する会員事業者は、様式1の「上位運転免許（大型・中型・けん引）取得助成申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、①免許取得者名簿（別紙1）、②在職証明書（別紙2）、③資格取得に関する証明（運転免許証）の写し、④教習所等への費用支払領収書（会社負担）の写しを添付し、奈ト協へ申請する。

（申請期間）

第6条 平成23年12月末日迄とする。
ただし、上記期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

（助成金の交付）

第7条 奈ト協は、会員事業者から前条による「上位運転免許（大型・中型・けん引）取得助成申請書兼請求書」等の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合及び当該免許取得後1年以内に退職した場合には、速やかに奈ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

（報告）

第9条 奈ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、会員事業者に必要な報告を求めることができる。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、奈ト協が別途これを定める。

付則 本要綱は平成23年7月26日から適用する。